

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	経済部 農林水産課 管理係	
許 認 可 等 名	付属営業人の許可	
根 拠 法 令	徳島市立食肉センター条例	
根 拠 条 項	第18条第1項	
連 絡 先	(電話 621 - 5245)	
審 査 基 準	基 準	<p>1 対象となる申請者 卸売業者，買受人その他市場の利用者に便益を提供し，又は市場機能の充実に図るため，徳島市食肉卸売市場において店舗その他の施設を設けて営業しようとする次に掲げる者。 (1) 取扱物品（獣畜の枝肉及び部分肉）以外の物品の販売を行う者 その他市場機能の充実に資すると認められる者 (2) 飲食店営業者その他市場の利用者に便益を提供すると認められる者</p> <p>2 許可申請に必要な書類 付属営業人許可申請書 添付書類 (1) 申請者が法人の場合 ア 定款 イ 登記事項証明書 ウ 役員の戸籍抄本及び履歴書 エ 株主又は出資者の氏名又は名称及びその持株数又は出資額を記載した書面 オ その他市長が必要と認める書類 (2) 申請者が個人の場合 ア 申請者の戸籍抄本及び履歴書 イ その他市長が必要と認める書類</p> <p>3 許可基準 市場の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認められ，かつ次に掲げる者であること。</p>
	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定（平成 年 月 日最終変更）
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 14日（休日を除く） （設定しないものについてはその理由）
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定（平成 年 月 日最終変更）

審査基準

基準

- (1) 取扱物品（獣畜の枝肉および部分肉）以外の物品の販売を行う者
その他市場機能の充実に資すると認められる者
- (2) 飲食店営業者その他市場の利用者に便益を提供すると認められる者